

1 0 0 - 8 9 1 3

東京都千代田区霞ヶ関一―二―三

人事院総裁

江  
利  
川

毅

様

**私たちは2010人事院勧告に向け、  
以下のとおり要求します。**

- 公務員労働者の月例給与の水準を維持・改善する勧告を行うこと。特に50歳代後半層の給与の定率引き下げは行わないこと。
- 一時金の支給月数は、公務員労働者の生活を防衛するために必要な支給月数を確保すること。2年連続大幅な引き下げは行わないこと。
- 借家・借間等の住居手当や単身赴任手当など、改善すべき諸手当について改善すること。
- 臨時・非常勤職員等の処遇改善を実現すること。特に国の非常勤職員の日々雇用制度に代わる措置に、任用の上限は設けないこと。
- 地域別官民比較の方法、公表のあり方は十分協議し、比較結果に基づいて俸給表を改悪しないこと。
- 公務員連絡会の要求に基づいて十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告・報告すること。

氏 名	住 所

単組名